

証 明 書

当社が〇〇年〇〇月〇〇日に開催した〇〇株主総会の第〇号議案につき、議決権を行使することができた株主のうち、総議決権数（当該議案につき、議決権を行使することができる全ての株主の有する議決権の数の合計をいう。以下同じ。）に占める各株主が有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主の中で、その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が総議決権の数の3分の2に達するまでの数の株主は、別添「同族会社等の判定に関する明細書」の「判定基準となる株主等の株式数等の明細」に記載した株主であり、その株主の氏名又は名称、住所、保有株式数は同明細書に記載したとおりであること*1を証明します。

また、同明細書に記載した各株主の議決権数及び総議決権数に占める割合は、次のとおりであることも証明します。

	氏名又は名称 *2	議決権数	議決権数の割合 *3・4・5
1	A田 B女	50	33.3%
2	D田 E男	30	20.0%
3	F株式会社	25	16.7%
	合計	105	70.0%
	総議決権数	150	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印 *6

- *1 本書式を利用できるのは、同族会社等の判定に関する明細書に、各株主の株式数を記載している株式会社です。また、種類株式発行会社も本書式を利用できません。
- *2 株主の氏名・名称の欄には、明細書に記載したものと同一名称を記載してください。この記載が一致しない場合には、本書式は利用できません。
- *3 記載していただいた株主の議決権数の割合の合計が3分の2に達しない場合には、本書式を利用することはできません。
- *4 明細書に記載された株主の合計が3分の2に達する場合であっても、同族関係者の保有する株式を合計して記載するため、議決権割合の合計が3分の2に達するまでの間に、明細書に記載されていない他の株主があるときには、本書式は利用できません。
- *5 明細書に議決権の記載をしている場合であっても、必ず証明書にも議決権数を記載してください。
- *6 登記所届出印を押印してください。また、同族判定の明細書の写しと証明書とを、登記所届出印により契印してください。